第2次

琴平町男女共同参画基本計画

令和3年(2021年)

琴 平 町

男女(ひと)がともに輝くまち ことひら

目 次

I	計画の基本的な考え方
	(1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	計画策定の背景
	(1) 国際的な背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	基本的な視点と取り組み
	(1)計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13(2)計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4	計画の内容
	(1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革・・・・・・・・・16(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進・・・・・・・・・20(3) 男女の人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・31
5	計画の推進
	(1)推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・35(2)推進計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・35(3)男女共同参画に関する情報の発信・・・・・・・・・・・35
6	その他
	(1) 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5) 琴平町男女共同参画審議員名簿・・・・・・・・・・・・77

1 計画の基本的な考え方

(1)計画の趣旨

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ 責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同 参画社会の実現は、緊要な課題に位置付けています。

また、平成27年に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み「女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供」「家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に必要な環境の整備等により、継続的な両立を可能にすること」「職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」とされています。

琴平町では、平成22年4月に男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められている中、琴平町としての基本的な理念と責務を明らかにし、町、町民、事業者及び町民団体の協働の下、一人一人が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができるまち琴平を実現するために、「琴平町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そこで、今般の社会経済情勢、町民のニーズ、企業の在り方や価値観、また国際社会のジェンダー平等に向けた取組の急激な変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた社会を形成することができるよう計画的に推進していくため、第2次琴平町男女共同参画基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(2)計画期間

令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間とし、社会情勢等の変化に応じ、必要があれば内容の見直し又は変更を行う。

(3)計画の基本理念

男女(ひと)がともに輝くまち ことひら

1 男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響をおよぼさないよう配慮されていること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者若しくは町民団体における方針 の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等のあらゆる活動を両立できるようにすること。

5 男女対等な関係の下に心身の健康維持

男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身の健康が維持されること。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な背景

平成 2 年(1990年)国連の「ナイロビ将来戦略勧告」で示された国際的な目標である、指導的地位に女性が占める割合を令和 2 年(2020年)までに30%とする目標数値を掲げる中で、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月に国連サミットで平成28年(2016年)から令和12年(2030年)の15年間で目標達成するために掲げられたSustainable Development Goalsいわゆる、SDGsを国際目標として採択しました。

目標達成のためには「経済」「社会」「環境」の3つの要素が調和している状態が求められており、この目標は以前のMDGsと違い途上国だけでなく、先進国も参加する取組みとなっており、17のゴール(目標)とそれに伴い169のターゲット(解決課題)から構成され、その17のゴールの5番目に、ジェンダーの平等の実現が位置づけられ、9つの解決課題が示されています。

また、世界フォーラムが2019年12月GGI(グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2020)を公表し、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されており、「0」が完全不平等で「1」が完全平等を示しています。日本では2020年に発表されたジェンダー・ギャップ指数(男女の格差を表す数値)が、世界153カ国中で121位と主要先進国の中では最下位という結果が報告されています。

① 日本における経済、政治、教育、健康のジェンダー・ギャップ指数

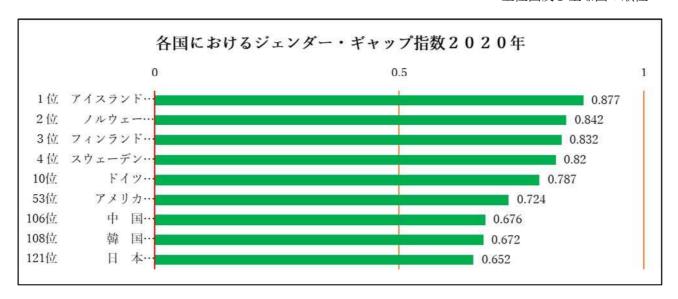
日本の各分野別スコア順位

八田	スコア(順位)	昨年のスコア (順位)
分野	(2020年)	(2019年)
経済	0.598 (115位)	0.595 (117位)
政 治	0.049 (144位)	0.081 (125位)
教育	0.983 (91位)	0.994 (65位)
健康	0.979 (40位)	0.979 (41 位)

GGI (2020) より

② 各国における ジェンダー・ギャップ指数2020年

上位国及び主な国の順位



GGI (2020) より

③ 政治分野における男女共同参画割合

日本の政治分野への女性の参画状況は国際的に見ても遅れており、例えば、国会議員(衆議院議員)に占める女性の割合は2020年8月時点で9.9%、世界193カ国中166位となっています。

このような状況の中、「男女の候補者の数ができる限り均等となること」を目指すことを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)」が平成30年5月に公布・施行されました。国では法律施行も踏まえて、日本の政治分野における男女共同参画のための取組の参考となる情報を得ることを目的として、平成30年度のイギリス、フランス調査に引き続き、令和元年度は韓国、オーストラリア、カナダ、メキシコを対象として取組や動向を調査しています。

④ 諸外国における政治分野への女性の参画に関する割合(2020年)

国名	女性議員比率
メキシコ (下院)	48.2%
フランス (下院)	39.5%
イギリス (下院)	33.8%
オーストラリア (下院)	30.5%
カナダ (下院)	29.0%
韓国	17.3%
日本 (衆議院)	9.9%

列国議会同盟 (IPU) の Women In National Parliament による2020年2月20日最終閲覧時

※女性の政治参加は、153カ国中144位と調査時の女性議員数の少なさが原因である。

(2) 国の動向 (第5次男女共同参画基本計画策定にあたって)

① 基本的な方針

国では、ナイロビ将来戦略勧告で示された数値目標達成のため平成15年(2003年)に令和2年(2020年)までに、「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ今日まで将来指導的地位に成長していく人材を増やす様々な取組を進めてきています。

また、平成27年(2015年)に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実行等や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、第4次男女共同参画基本計画の下で「2020年30%」に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきているなど、この目標は、女性の参画が進んでいる分野もあります。

一方で、政治分野、経済分野や社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) など社会全体で十分共有されておらず、また、セクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっていることから、こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要であり、加えて、令和2年 (2020年) からの新型コロナウィルス感染症の拡大によって顕著化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなり、さらには、国際社会での、GGI指数からみても諸外国の推進のスピードは速くグローバル化が進む中、ジェンダー平等に向けた取組は世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わり、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」に止まらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであります。

以上のような観点を踏まえて基本方針とし第5次男女共同参画基本計画策定を行っています。

② 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

男女共同参画社会基本法の前文「日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。その上で、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図こととしています。第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、日本における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて

- 1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂 的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会を提 示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っている。

以上の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の 形成の促進を図っています。

(3) 香川県の動向

香川県では、平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法施行に伴い、平成13年(2001年)に、かがわ男女共同参画プランを策定し、翌年の平成14年(2002年)には香川県男女共同参画推進条例の施行等推進体制の整備や様々な施策の推進を図っており、また、国の第2次基本計画、第3次基本計画が策定される中、平成18年(2006年)にかがわ男女共同参画プラン(後期計画)、第2次かがわ男女共同参画プランの計画策定を行い、実施してきた取組みの成果や課題を検証し、社会経済情勢の変化も踏まえ、平成28年度から令和2年度までの第3次かがわ男女共同参画プランを策定し、4つの計画策定の視点「社会情勢への対応」、「香川県の実態への配慮」、「県連施策との連携」、「男性にとっての男女共同参画」から4つの基本理念「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に及ぼさないための配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」として、3つの基本目標「1.男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進」、「2.あらゆる分野における女性の活躍の推進」、「3.女性の安全・安心対策の推進」から男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめています。

また、平成27年(2015年)に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の成立に伴い、女性の活躍推進や男性にとっての男女共同参画、女性の視点に立った防災体制の確立などを前面に押し出すとともに、少子高齢化の一層の進展、産業構造の変化、家族形態やライフスタイルの多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえたプランの策定を行っています。

【第3次かがわ男女共同参画プラン計画の視点】

① 社会情勢への対応

少子高齢化の急速な進展や、社会経済の構造の変化などにより、様々な課題が生じている中で、 女性の活躍が、あらゆる分野でこれまで以上に必要とされています。

女性の労働力率が子育て期に当たる 20 代後半から低下する、いわゆる「M字カーブ」の解消のため、職業生活における女性の活躍推進を行うとともに、防災や科学技術・学術など、これまであまり女性の活躍が意識されていなかった分野での男女共同参画の推進や、困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備を行うなど、社会情勢に対応した実効性のある取組みを重視しています。

② 香川県の実態への配慮

香川県では、20歳前後に大きな人口の谷間が見られるなど恒常的に人口が流出しているとともに、平成26年度に実施した「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」では、男女の役割分担について「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合が反対する人の割合より高くなっており、これらの香川県の実態を踏まえた計画にしています。

③ 関連施策との連携

男女共同参画の推進に当たっては、県政運営の基本指針となる総合計画と、人口減少の克服と 地域活力の向上のための「かがわ創生総合戦略」のもと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)の推進や子育て支援、青少年育成支援、人権政策などの関連施策との密接な連携を図 っています。

④ 男性にとっての男女共同参画

性別による固定的な役割分担意識や様々な社会制度・慣行の中でも、特に、男性の長時間労働は、子育て、家事、介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果的に、女性の仕事と生活の両立を難しくする大きな原因となっています。

男性正社員による長時間労働を前提とした労働慣行の変革や、男性自身の仕事と生活の調和の 実現など、男性にとっての男女共同参画を意識した計画としています。

【計画の基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別 的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男 女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、か つ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすること を旨として、行われなければならない。

【計画の基本目標】

① 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行について配慮することを基本理念としており、これまでの男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。

男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、男女のいずれもが多様なライフスタイルを選択できることが必要です。

このため、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性 と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直 しを進めていくような気運を醸成していきます。

また、学校や地域、家庭において男女共同参画を推進し、主体的に進路を選択する力を身につけるような教育・学習を推進するとともに、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立していきます。

② あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会が確保され、また、男女が相互に協力しながら家族の一員としての役 割を円滑に果たし、家庭生活とその他の活動の両立が図られるようにすることが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や人材育成を進めるとともに、男女の仕事と生活の調和や、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に対応するために、農山漁村、地域コミュニティ、科学技術など、あらゆる分野において女性の活躍を推進します。

③ 女性の安全・安心対策の推進

「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重される社会を実現することが緊急かつ重要であるとしており、「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念です。

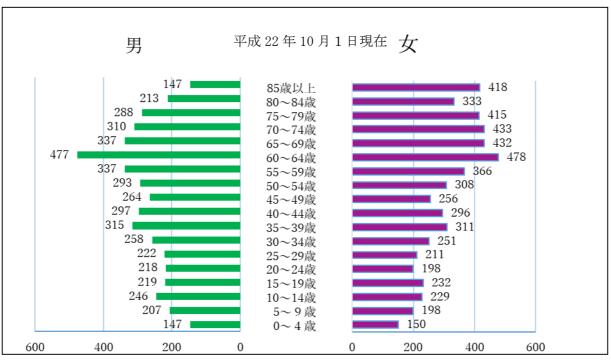
特に、女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、男女の置かれている社会構造を鑑みて、女性へのあらゆる暴力の根絶に早急に取り組みます。また、女性は、妊娠や出産ができる仕組みを身体に持ち、特に健康上の配慮を必要とするため、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。さらに、女性は、男性と比較して就業率が低く、非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があるため、生活面と就労面の両方からの支援に取り組みます。

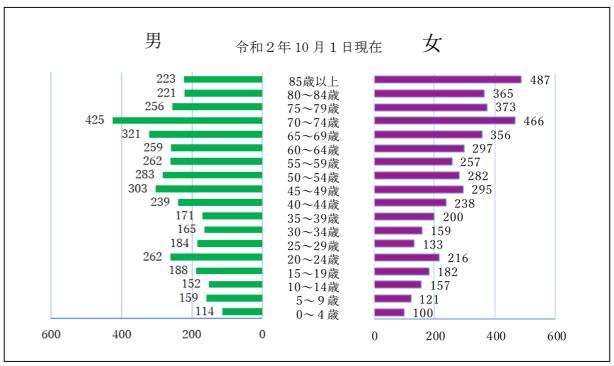
(4) 町の現状

【人の推移】

本町では、平成22年(2010年)10月1日現在では4,388世帯、10,310人(男4,795人・女5,515人)であったが、令和2年(2020年)10月1日現在4,270世帯、8,871人(男4,187人・女4,684人)と約10年間で1,400人以上の人口減となっており、琴平町人口ビジョン(平成27年10月)において、2040年には6,213人と予測されています。

① 人口ピラミッド



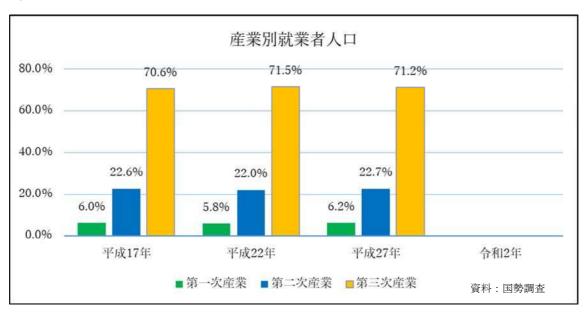


住民基本台帳より

② 高齢化率

平成22年時点での高齢化率(総人口における65歳以上の割合)は、32.3%であったが、令和2 年には 39.4%まで増加している。これは、全国平均の 28.7%を大きく上回り、本町にとっての 大きな問題となっているといえる。

③ 産業別就業者人口



本町では観光業に従事されている方が多く、平成17年から平成27年の間において産業別就業人 口はほとんど横ばいである。

④ 女性の年齢別就業率



資料:国勢調査

女性の就業状況では、30~34歳までの女性就業率が低くなっており、M字カーブを描いている ことから、本町においても20~34歳までの女性が結婚した後に育児や子育てを女性が担ってい ることが原因であると考えられる。

3 基本的な視点と取組

(1)計画の位置づけ

本計画は、大地震や大規模災害等が起こっても機能不全に陥らず強力な地域を作るための国土強靭化の視点での指針である「琴平町国土強靭化地域計画」及びまちづくりの目標やその目標等を実現するための取り組みをまとめた町政の基本的目標である「琴平町総合計画」との整合、調和の中で、各種個別計画の1つに位置づけられており、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本計画です。

また、琴平町総合計画にある他の個別計画との連携、調整及び整合性を図るとともに、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方、香川県の第3次かがわ男女共同参画プランの基本的な考え方を踏まえて策定したものです。男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画にも位置づけられています。

琴平町国土強靭化地域計画

(国土強靭化の視点での指針)



琴平町総合計画

(町政の基本的目標の指針)

分野別、各種個別計画等

琴平町男女共同参画基本計

画

琴平町地域防災計画

琴平町業務継続計画

創 生 総 合 計 画琴平町まち・ひと・しごと

琴平町都市計画マスタープラン

平町景観計画

琴

平町森林整備計画

琴

琴平町観光基本計画

など

(2)計画の基本目標

1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- ・男女共同参画の視点に立ち、広報・啓発活動の推進や情報の収集・提供に努めていきます。
- ・あらゆる分野に男女の平等な視点を入れ、性別による固定的役割分担意識のない社会を目指 します。
- ・多様な選択を可能とするための教育・学習の充実を進めていきます。

2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

- ・審議会・委員会への女性の参画や管理職等への女性の登用促進を進めるなど、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスを進め、雇用の分野における男女共同参画を進めていきます。
- ・女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する力を付けるための学習の機会を充 実します。
- ・男女共同参画の視点に立った防災対策の展開、住民主体の防災体制の支援を図り、避難所運営に女性リーダーの登用などを図っていきます。
- ・高齢者や障がい者等の生活安定と自立支援を推進していきます。

3 男女の人権の尊重

- ・男女が性別による差別をうけることなく、一人ひとりが互いの人権を認め合うとともに、社 会制度や慣行の在り方を男女共同参画の視点に立てるように啓発、教育を行います。
- ・あらゆる暴力の根絶をめざし、男女間や子ども等に対する暴力の根絶、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス (DV) の防止対策を進めていきます。
- ・性的少数者 (LGBT) への理解を深めるための啓発、情報を提供します。

琴平町男女共同参画基本計画施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I. 男女共同参画社会	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、 意識の改革	①広報・啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する情報の収集・整備・ 提供
づくりに向けた意識の 改革	2. 男女共同参画を推進し多 様な選択を可能にする教育・ 学習の充実	①男女平等を推進する教育・学習 ②多様な選択を可能にする教育・学習機会の 充実
	1. 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	①審議会・委員会等への女性の参画促進 ②管理職等への女性の登用促進
	2. 男女の仕事と生活の調和に向けた環境づくり	①子育てのための社会的支援 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③男女共同参画団体・リーダーの育成・支援
II. あらゆる分野への 男女共同参画の推進	3. 雇用等の分野における男 女の均等な機会と待遇の確保 (女性の職業生活における活 躍の推進)	①雇用の分野での男女の均等な機会と待遇 の確保対策の推進 ②母性健康管理対策の推進 ③多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等 の整備 ④農業・商工業における男女共同参画の推進
	4. 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者の生活安定と自立支援 ②障がいのある人の生活安定と自立支援 ひとり親家庭等の生活安定と自立支援
	5. 防災・復興、環境問題に おける男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の 展開 ②地域における防災体制の支援
	1. あらゆる暴力の根絶	①男女間・子どもに対するあらゆる暴力②セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント防止対策の推進
Ⅲ. 男女の人権の尊重	2. 生涯を通じた女性の健康 支援	①母性の尊重と母子保健の充実 ②生涯にわたる心身の健康保持と増進 ③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重 ④多様な性のあり方への支援と理解の促進

4 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点課題1

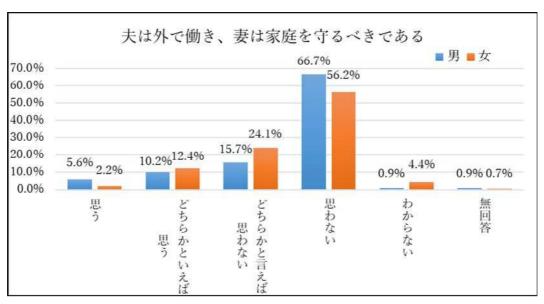
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現する上では、固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女がともに仕事、 家事、育児、介護等を担うことが求められています。

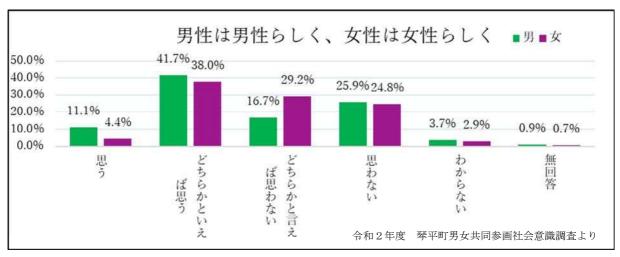
しかしながら、令和2年度琴平町男女共同参画社会に関する意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方については、男女共に約15%の人が思っており、「男性は男性らしく、女性は女性らしくという価値観」では、約50%の人が思っているとなっています。これは社会通念・慣習・しきたりなどの中にある個人の個性や能力に関係なく「男だから」「女だから」といった性別による役割分担意識が未だに根強く残っているためと考えられます。このような意識は男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。

このことから、家庭や地域、学校や職場などさまざまな分野において、男女共同参画への認識 を深めるための啓発を行い、意識改革を進めていくことが必要であると考えます。



令和2年度 琴平町男女共同参画社会意識調査より

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであると思う(「どちらかといえば思う」を含む。)人は、男性(15.8%)に比べ女性(14.6%)と男女共に15%程の人が思っている。



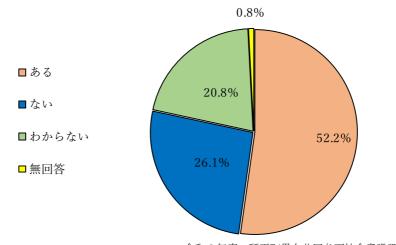
男性は男性らしく、女性は女性らしくした方がよいと思う人は男性が5割強、女性が4割強と思っている。

(1) 広報・啓発活動の推進

1. 【施策の方向】

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的な役割分担意識であります。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に推進します。

広報ことひらで、男女共同参画に関する記事を読んだ又は見たことがある



令和2年度 琴平町男女共同参画社会意識調査より

「広報ことひら」において、男女共同参画に関するコラムを半数以上の人は読んだ又は見たことがあると回答しているが、さらに周知・啓発が必要であると考える。

2. 【施策の内容】

- ① 固定的性別役割分担意識の解消、特に男性や若年層の意識を変えるための広報・啓発をさらに取り組みます。
- ② 男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を進めます。

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

1. 【施策の方向】

少子・高齢社会の到来や価値観の多様化、さらにはグローバル化や高度情報化の進展など、時代は大きな転換期を迎えており、わが国の社会経済システムが大きく変革しようとする中、 男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっており、こうした変化に的確に対応する施策の企画・立案が求められています。

また、男女共同参画に関する課題や解決策を探るため、町民の意識の変化などを調査・分析 し、ニーズの把握に努める一方、これからの情報を町民や関係機関・団体などに提供していく 必要があります。

さらに、男女共同参画を効果的に推進するためには、情報提供や分析、啓発などの推進体制 に充実、関係機関の連携が求められます。

2. 【施策の内容】

- ① 定期的又は随時、町民意識や男女の置かれている状況などについて調査研究を行います。
- ② 男女共同参画施策の実施状況の把握を行うとともに、先進的な取り組み事例の収集・紹介などを行います。
- ③ 男女共同参画を効果的に推進するために、情報の提供や分析、啓発、相談、研修などを一体的に行えるよう機能の充実を図ります。

重点課題2

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図り、 男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会あらゆる 分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要があり ます。 また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進していく必要があります。

(1) 男女平等を推進する教育・学習

1. 【施策の方向】

学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識 啓発等に努めます。

男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

2. 【施策の内容】

- ① 相手の人格と立場を理解、尊敬し、助け合うような人間形成が図れるよう、家庭教育に関する学習の機会を提供します。
- ② 学校等において、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの教育を充実させます。また、児童生徒の一人ひとりの特性に応じた生徒指導を行うことにより、いじめや不登校の未然防止に努めます。
- ③ 児童・生徒に対し、適切な指導が行えるよう教育関係者への男女共同参画にかかわる研修を充実します。

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

1. 【施策の方向】

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、 主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリ ア教育を含む生涯学習・能力開発を推進します。特に、多様化、高度化した学習需要に対応す るとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参 画の促進のための施策を一層充実させます。

2. 【施策の内容】

- ① 子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等について、性別にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズに合った学習機会の充実を図ります。
- ② 自治会や事業所などが行う学習会や研修会へ職員や講師を派遣し、人権尊重や男女平等 についての意識を高めるための啓発活動を行います。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点課題1

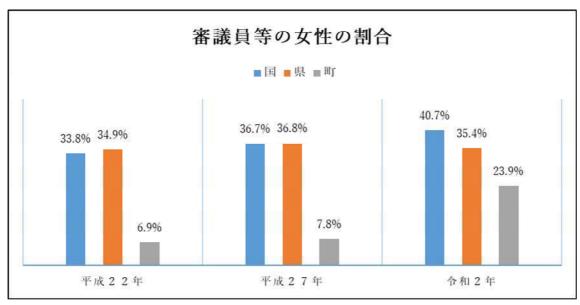
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、女性の意見や考え方が方針・施策に反映されることが必要です。このような場に女性が参画することは増えつつありますが、まだまだ十分とはいえない状況にあります。

町民意識調査においても、職場での男女の地位の平等感について「男性の方が優遇されている」 又は「どちらかといえば優遇されている」と感じている人は、男性が 43.5%、女性が 61.3%と なっています。

活力ある社会づくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を施策・方針決定過程の場などに活かしていくとともに、女性が参画できる環境を整えることが大切です。行政においても、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するため、積極的に女性の参画を進める必要があります。



内閣府男女共同参画局ホームページより

本町の審議員等の女性の占める割合は増加しているものの、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である、指導的地位に女性が占める割合を令和2年(2020年)までに30%とする目標には達しておらず、さらに推進していく必要がある。

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

1. 【施策の方向】

審議会や委員会などにおいて女性の参画を進め、施策・方針決定過程の場に男女の意見を取り入れることにより、性別に偏りのない、バランスのとれた町政を目指します。また、女性が町政や議会への関心を持つ機会を増やすことにより、女性が参画しやすい環境づくりを目指します。

2. 【施策の内容】

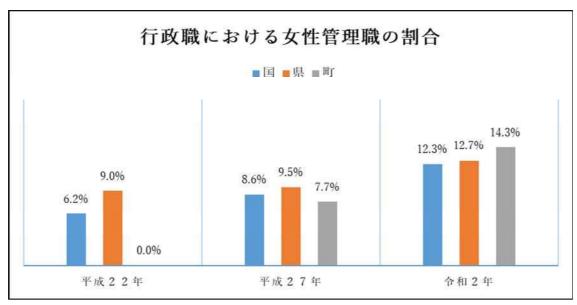
- ① 審議会・委員会等における女性委員の参画状況を随時調査し、女性の積極的な登用をさらに推進します。
- ② 各種団体の方針決定過程において、女性の登用が促進されるよう働きかけます。

(2) 管理職等への女性の登用促進

1. 【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において女性登用を進めるための積極的な取り組みが求められます。

このため、管理職への登用と経営方針・施策決定の場への女性の参画を求めるとともに、個人の能力・適性を生かした配置や職務分担を行うことを推進します。また、人事評価制度の導入により適性な運用を図ります。



内閣府男女共同参画局ホームページより

琴平町においての行政職における女性管理職の割合については、令和2年では 14.3%と国や県よりも上回っているが、分母が少ないこともあり、人事異動等により増減が大きく変わるため、さらに推進していく必要がある。

2. 【施策の内容】

- ① 男女を問わず、能力と適性に応じた管理職等への登用を促します。
- ② 本人の意欲や意向を尊重し、職務遂行に必要な能力開発に向けた研修機会の拡充により 女性の参画拡大を促進します。

重点課題2

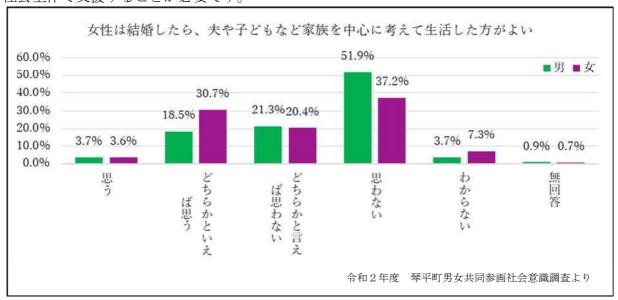
男女の仕事と生活の調和に向けた環境づくり

【現状と課題】

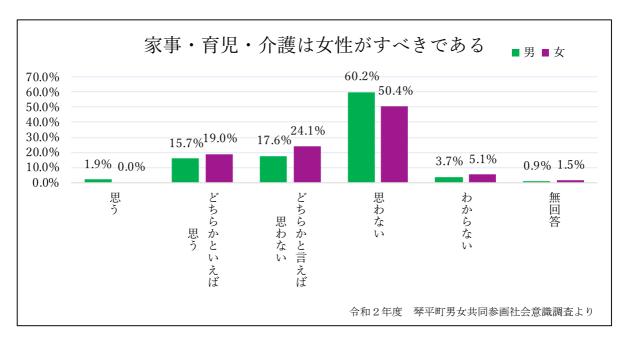
近年、少子高齢化が進む中、男女がともに安心して子どもを育てながら、充実した生涯を過ごすためには、男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じて多様な選択ができるようにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進させることが重要です。また、グローバル化の進展、新型コロナウィルス感染症拡大防止等によりリモートワーク等による仕事のあり方など、社会経済情勢が急速に変化する中で、将来にわたり持続可能で、多様性(ダイバーシティ)に富んだ活力ある社会を構築するためにもワーク・ライフ・バランスの推進は必要不可欠なものです。

しかし、本町においては、多くの方が男性の育児休暇は必要であると思ってはいるものの、約 2割近くの方は、育児や介護は女性がするべきであると考えています。

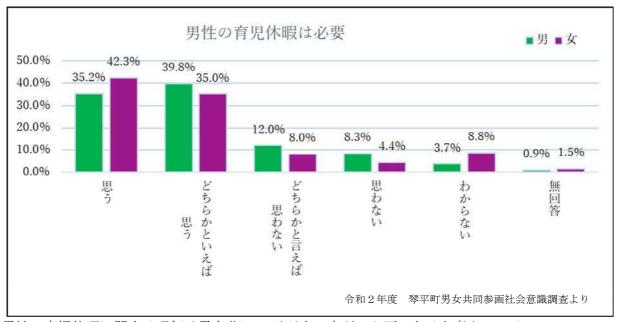
このため、一人ひとりが育児や介護などの負担を減らすことで、自らの健康を維持し、趣味、 学習や地域社会への参画できる環境を整備し、安心して仕事と育児や介護を行うことができるよ う社会全体で支援することが必要です。



女性は、結婚したら家族を中心に考えて生活した方が良いと思う(「どちらかと言いうと良い」を含む。)人は、男性(22.2%)に比べ女性(34.4%)の方が多く、女性の方が家族を中心に考えている。



家事・育児・介護は女性がすべきであると思っている人は、男女共に2割に満たないものの、いまだに女性がするべきと考えている人がいる。



男性の育児休暇に関する理解は男女共に75%以上の方が、必要であると考えている。

(1) 子育てのための社会的支援

1. 【施策の方向】

共働き家庭などでは、仕事と家庭生活を両立しながら安心して子育てできるための環境整備 が求められています。

また、親の就業の有無・形態等に関係なく、すべての子育て家庭への支援を行うことで、子 どもを産み育てる喜びを実感できる社会づくりを目指します。

2. 【施策の内容】

- ① 次世代育成支援行動計画に基づき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりへの施策を推進します。
- ② 多様なライフスタイルに対応した保育サービス等の充実を図ります。
- ③ 放課後の児童の居場所づくり等を整備し、共働き家庭等における児童の健全育成を支援します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 【施策の方向】

男女がともに協力して育児・介護等と仕事などその他の活動を両立し、安心して育児や介護を行うことができる多様な就業環境の整備が求められています。

育児・介護休業制度をはじめとした仕事と家庭の両立支援のための制度の定着を促進するためには、仕事と子育て・介護の両立についての周知徹底を図るとともに、企業における定着を働きかけることが必要です。

2. 【施策の内容】

- ① 育児・介護休業等の制度の普及促進を図ります。
- ② 子育て支援・介護支援サービスの充実を図ります。
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(3) 男女共同参画団体・リーダーの育成・支援

1. 【施策の方向】

非営利で行われる団体活動は、現在町民生活を支える原動力となっています。そこで、男女 共同参画社会を実現することを目的に活動している団体などに対し、より積極的な支援を図り ます。

また、活動団体の中からリーダーを育成・支援し、年齢や性別を問わず、誰もが積極的に参 画できる地域を目指します。

2. 【施策の内容】

- ① 女性の社会参画促進のため、積極的に活動している団体や男女がともに参画している団体の支援を図り、多様な価値観を持ち、活動できるためのポジティブ・アクションに向けた取り組みを促進します。
- ② 男女共同参画社会の実現を目指した各種団体のリーダーが活躍できるよう育成・支援に 努めます。

重点課題3

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

労働者の募集・採用、配置や昇進などについて、女性であることを理由として差別することを禁止した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)が成立して35年が経過しこの間、「労働基準法」上の女子保護規定の見直しや「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の施行・改正など、雇用の分野で男女の均等な機会と待遇の確保などを図るための法律や制度の整備が行われてきました。また、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、平成27年9月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されるなど、法令等の整備が行われ男女共同参画を推進している中で、依然として、実質的な男女間の均等の確保が実現していない現状が見受けられます。

そこで、結婚、妊娠、出産、育児や介護その他家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多い女性がその個性と能力を十分に発揮できるように、その家庭生活に関する事由が採用、配置や昇進に与える職業における格差の解消のため、企業の積極的な取り組みを促す必要があります。

(1) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1. 【施策の方向】

男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができるよう、事業者や労働者をは じめ町民に対し、男女雇用機会均等法等の理念の周知を図り、法に沿った雇用管理の改善を促 進します。

2. 【施策の内容】

事業者に対して、男女雇用機会均等法等の法制度の趣旨や内容の周知を図り、男女がともに 能力を発揮できるよう活用の促進を図ります。

(2) 母性健康管理対策の推進

1. 【施策の方向】

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます重要となってきています。このため、母性保護と母子保健の充実を図るとともに、女性の健康の保持・増進や母性保護に関する正しい知識の普及を推進します。

2. 【施策の内容】

女性の健康の保持・増進を目指し、母性保護に関する指導・学習・啓発を推進します。

(3) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備

1. 【施策の方向】

近年ライフスタイルの多様化に伴い、就業形態の多様化も進んでいます。そのような中で、 長時間労働や不規則な労働といった厳しい就業条件も生じてきています。

男女がともに仕事と家庭生活とを両立し、有意義でゆとりのある生活を送るためには、こうした就業条件を改善し、ゆとりを持って働けるような環境の整備が必要となっています。

2. 【施策の内容】

- ① 雇用状況についての実態を把握し、働く男女がゆとりある生活の実現を図るため、労働時間の短縮やその他の休暇制度といった雇用環境の整備・改善に関する普及・啓発をします。
- ② 非正規社員等の雇用の安定と適正な就業条件の確保を図り、多様な働き方に対応できるよう、事業所への啓発をします。

(4) 農業・商工業における男女共同参画の推進

1. 【施策の方向】

農業や商工業などの自営業に従事し、重要な担い手である女性が経営・方針決定に参画できる体制を整備するため、家族経営協定の普及など、女性の地位の向上や労働意欲の向上に結びつく社会づくりを目指します。

2. 【施策の内容】

- ① 農業・商工業における女性の正当な評価と経済的地位の向上、また男女が対等に参画できる経営能力の向上に向けた支援に努めます。
- ② 農業・商工業従事者に対して、結婚相談を行うなど、次世代の後継者育成や農村等の高齢化対策につなげます。

重点課題4

高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

町では、高齢者や障がいのある人、子どもなど、さまざまな人に配慮した安全で安心な住みよいまちづくりを進めています。そのためには、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっていきます。

今後は介護を必要とする人も増加することが予想されることから、男女がともに協力して介護を担い、社会全体で支える介護体制をさらに充実していく必要があります。また、増加する認知症高齢者の早期発見・早期対応への対策を進めるとともに、高齢者が積極的に社会参画できる環境づくりについて、一層充実していくことが必要です。

さまざまな障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくためには、生活に必要な技能を身につけるとともに社会基盤の整備や必要とされる福祉サービスの提供、ノーマライゼーションのより一層の進展が必要です。

さらに、全国的に離婚率が高まっている傾向にあり、ひとり親家庭が今後も増加していくことが予想されることから、個々の態様に応じた自立支援が必要となってきます。

(1) 高齢者の生活安定と自立支援

1. 【施策の方向】

高齢者の積極的な社会参画や活動しやすい環境づくりは介護予防の観点からも重要であり、 このような生きがい対策に向けて一層の充実と介護が必要になっても住みなれた地域で安心 して生活できるための体制づくりを推進します。

2. 【施策の内容】

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策を推進します。
- ② 高齢者の社会参加を促進し、地域活動や就労、生涯学習活動、スポーツなどを通して、いきいきと暮らすことができるための環境づくりを推進します。
- ③ 介護支援体制の整備を進め、男女がともに協力し、社会全体で支え合い介護を担えるような体制づくりに努めます。

(2) 障がいのある人の生活安定と自立支援

1. 【施策の方向】

障がいのある人が社会的に孤立することなく、自身の能力や意欲をもって社会参画し、自立 した生活を送ることができる環境づくりと障がいのある人自身の経済的自立を支援します。

2. 【施策の内容】

- ① 障害者福祉計画に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、地域や家庭での自立した暮らしができるまちを目指すノーマライゼーションの理念が認識され、浸透するような施策を推進するとともに、障がいのある人とその家族への支援に努めます。
- ② 障がいのある人の就労を支援し、経済的・精神的に安定した生活が確保できるように努めます。

(3) ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

1. 【施策の方向】

ひとり親家庭などについて、地域や家庭において安心して生活できるよう経済的自立に向けた支援と生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実に努めます。

2. 【施策の内容】

- ① 経済的な自立支援、就労支援等、ひとり親家庭等の生活安定支援を推進します。
- ② ひとり親家庭等の相談体制を充実し、各家庭の実態に合わせた支援に努めます。

重点課題5

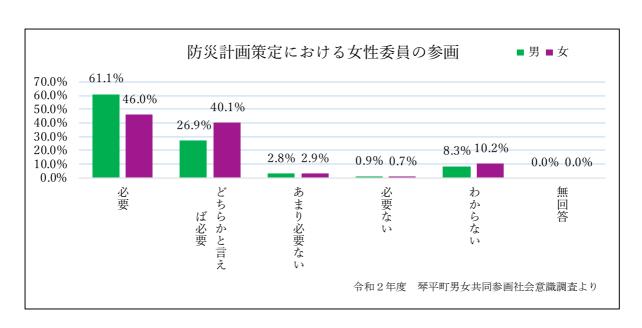
防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

【現状と課題】

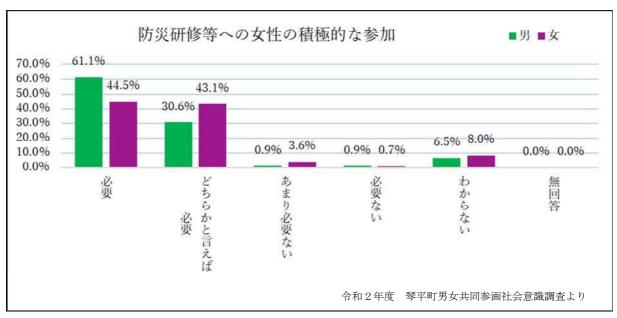
今日では想定外の災害が全国各地において発生している状況であり、本町でも平成16年にはこれまでにない大雨により土砂災害が発生し、多くの家屋が床上浸水するなどの被害がでました。

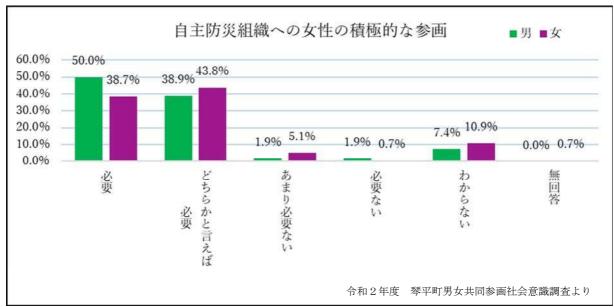
さらに、今後30年以内に70~80%の確率で起こると言われる南海トラフ巨大地震が本町では震度5強と予想される中、災害は、自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

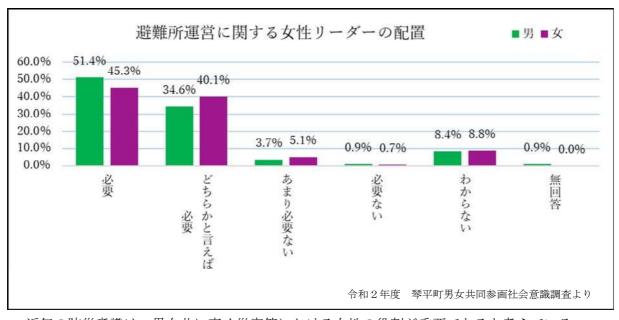
また、災害時においては、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、本町では、女性が 52.8% (令和 2 年10月 1 日現在)と女性の占める割合が高く、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須です。



防災計画策定においては、男女共にほとんどの人が、女性委員の参画が必要であると考えている。







近年の防災意識は、男女共に高く災害等における女性の役割が重要であると考えている。

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開

1. 【施策の方向】

平常時より、本町においても防災・危機管理における男女共同参画の視点に立った対策が必要であることから、企画防災課に人権同和室を設置しており、災害・復興における男女共同参画の視点強化のための取組を進める。

2. 【施策の内容】

- ① 災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させていきます。
- ② 災害対応に関わる関係各課等の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図っていきます。

(2) 地域における防災体制の支援

1. 【施策の方向】

「琴平町防災計画」「避難所運営ガイドライン」等に基づき、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、本町での男女共同参画の視点から取組を推進する。

2. 【施策の内容】

- ① 備蓄や避難所運営体制など男女のニーズの違いに配慮するために、避難所運営に関する女性リーダーを育成し、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。
- ② 医療・保健・福祉・保育等に関わる専門職には女性が多く、家庭において乳幼児の保育や高齢者の介護等に携わる女性も多い。こうした女性たちが平常時の防災対策から発生後の被害者支援にいたるすべての段階において意思決定の場に参画できるよう環境整備等を行います。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

重点課題1

あらゆる暴力の根絶

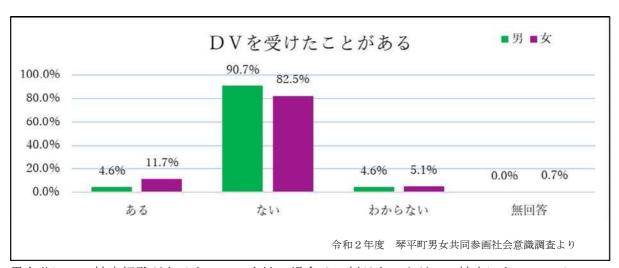
【現状と課題】

男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げるためには、一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、日常生活や地域社会においてもお互いの協働関係が求められますが、いまだに性別による不平等感を感じる人は少なくありません。

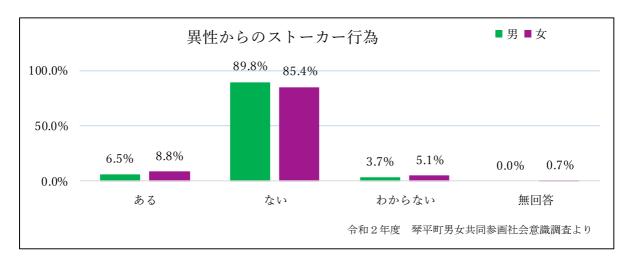
地域社会や日常生活の中で、一人ひとりが正しい性の認識と人権尊重の意識を持つことや、あらゆる情報に対して、正しく判断する能力を養うための啓発が必要となります。また、人権を尊重した表現を用いた啓発により、人権意識の高揚を図る必要があります。

近年、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為や児童虐待といった、男女間や子どもなどの生命や人格をも脅かす人権侵害の事犯が増えている状況にあります。法律においては、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)が制定されましたが、令和2年度(2020年度)の町民意識調査でも配偶者等からの暴力の被害経験で女性は1割以上となっており、全国的に増加傾向にある中で、本町においても今後さらに増えていくと考えられます。暴力は、場合によってはPTSDといった個人のその後の人生に深刻な影響を及ぼす可能性もあり、決して許されるものではありません。

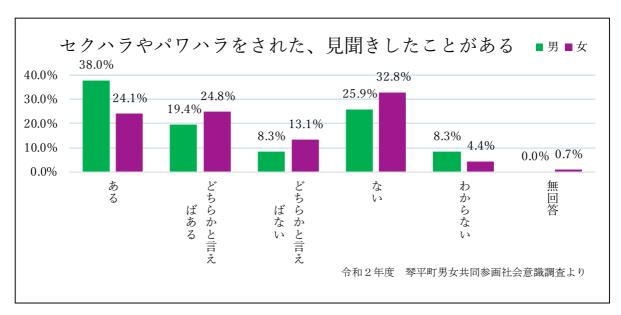
このため、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進する必要があります。



男女共にDV被害経験があるものの、女性の場合は1割以上の人がDV被害にあっている。



異性からのストーカー行為は男女ともほぼ、同じ割合で被害にあっている。



セクハラやパワハラ被害は年々増加しており、本町でも半数近くの方が見聞きをしていると答えている。

(1) 男女間・子どもに対するあらゆる暴力の根絶

1. 【施策の方向】

男女間や子どもに対するあらゆる暴力は、個人の問題にとどまらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

このため、男女間や子どもに対するあらゆる暴力は人権侵害であるという意識づくりや自尊感情の高揚に向けた取り組み、また地域社会全体で性犯罪等が起きないための防犯活動を推進します。また、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の被害者や虐待を受けている子どもの早期発見に努め、一人で悩み孤立することのない環境づくりに取り組みます。

2. 【施策の内容】

- ① あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを行い、暴力は人権侵害であるとの意識・啓発を行います。
- ② 地域や学校等で人権教育プログラムや性犯罪等の防止に向けた防犯活動を推進します。
- ③ すぐに対応できる相談体制と男女間の暴力・児童虐待防止等への支援・ネットワークづくりに取り組みます。

(2) セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント防止対策の推進

1. 【施策の方向】

職場だけでなく、学校生活や社会生活においても、セクシュアルハラスメントやパワー・ハラスメントを起こさない人権尊重の意識づくりが重要です。

今後もセクシュアルハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶に向けた幅広い啓発を行い、 防止に向けた連携強化と相談体制の充実を図ります。

2. 【施策の内容】

- ① セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた広報・啓発を行い、お 互いの人権を尊重するための意識づくりを推進します。
- ② 関係機関が連携し、セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向け、研修の実施や相談体制づくりを推進します。

重点課題2

生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

そのためには乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が必要です。とりわけ、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など変化の多い女性の健康づくりについては、ライフサイクルの各段階における、健康診査、保健指導・相談、周産期医療など生涯を通じた保健医療施策を推進しながら、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する正しい知識を普及することが必要です。そして、妊娠・出産にかかる女性の健康確保はもとより、男女がお互いの性と健康管理に関する正しい知識をもち、お互いの性を尊重することについて、一層の理解や啓発が必要です。

また、性の多様化を認め合い、すべての人々の人権が侵害されない社会を実現するため、性的少数者(LGBT)の人たちの暮らしの中での困難、偏見や差別を解消できるように、正しい知識と理解を深めるための啓発や情報提供を行い、誰もが住みやすいまちづくりを目指すことが重要であります。

(1) 母性の尊重と母子保健の充実

1. 【施策の方向】

出産や子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます重要となってきています。

このため、母性保護と母子保健の充実を図るとともに、女性の健康の保持・増進や母性保護に関する正しい知識の普及を推進します。

2. 【施策の内容】

女性の健康の保持・増進を目指し、母性保護に関する指導・学習・啓発を推進します。

(2) 生涯にわたる心身の健康保持と増進

1. 【施策の方向】

男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい 知識をもって健康管理をしていくことが重要です。

このため、健康についての正しい知識を普及し、疾病については早期予防、早期発見、早期治療を目指した環境づくりを推進します。

2. 【施策の内容】

- ① スポーツ活動や健康教室等の実施を通じて、ライフステージに応じた健康づくりに関する知識の普及と関係機関との連携による事業の拡充を図り、健康づくりを支援します。
- ② 疾病の早期発見、早期治療を目指した受診促進と健康診査体制の拡充を図り、健康保持に向けた情報提供を推進します。
- ③ 心身の健康に関する悩みについて気軽に相談ができる体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

1. 【施策の方向】

リプロダクティブ・ヘルスの概念により性と生殖に関して、女性の自己決定権の尊重が重要となってきています。

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠又は出産等において双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意志で選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを目指します。また、学校等における性教育の充実を図ります。

2. 【施策の内容】

- ① 男女がともにリプロダクティブ・ヘルスに関する認識を深め、母性の尊重と正しい知識 を身につけることができるように意識啓発を推進します。
- ② 学校等や家庭が協力し合い、発達段階に応じた性教育を推進します。

(4) 多様な性のあり方への支援と理解の促進

1. 【施策の方向】

性的少数者が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、多様な性のあり方に関する社会的な理解の促進や暮らしの中での様々な困難への対応、差別や偏見の解消などの取組を推進していきます。

2. 【施策の内容】

- ① 多様な性のあり方への理解を深めるため、町民や企業等への啓発活動に取組んでいきます。
- ② 性的少数者や事実婚の方など、同性・異性を問わず、お互いが人生のパートナーであることを約束した2人が宣誓を行い、町が宣誓を受けたことを証明するパートナーシップ宣誓制度を促進していきます。

5 計画の推進

(1)推進体制の整備・充実

男女共同参画基本計画を実現するためには、行政のあらゆる分野において施策を実現するための庁内体制の整備が重要です。また、町、事業者、各種団体等が一体となった取り組みが必要となり、

それぞれがパートナーシップを築き、企業や団体、地域のネットワークを強化し、本計画に 基づき取り組みを推進していく必要があります。

さらに、現代においては、男女それぞれが様々な悩みを抱えていることが多く、問題解決が 一人ではできない状況があります。そのため内容に応じた適切な相談体制がとれるようにして いくことが必要です。

- ① 男女共同参画社会を目指し、政策を全庁的総合的に推進するため、男女共同参画推進体制の整備・強化及び庁内関係各課の連携を図ります。
- ② 町と事業者・各種団体等がパートナーシップによる連携・ネットワーク化を図り、男女 共同参画社会実現を目指した活動を推進します。

(2) 推進計画の進行管理

- ① 推進計画に基づく各事業の進捗状況を把握し、施策の推進に努めます。
- ② 全庁において、推進計画の目標設定や課題整理など積極的な事業実施と施策実現に向けた組織の強化を図ります。
- ③ 男女共同参画に関する、調査・研究を随時行い、社会情勢等の変化に合わせ本計画を随時見直して行きます。

(3) 男女共同参画に関する情報の発信

町民、事業者の男女共同参画への理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、広報やホームページをはじめ、あらゆる媒体・手法を活用し、計画内容の周知や男女共同参画に関する各種情報を発信して行きます。

用語集

用語	意 味
エンパワーメント	力をつけていくこと
ポジティブ・アクション	弱者集団、特に女性の職場環境の不利な現状を是正するための改善環境
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和 仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中 高年期といった人生の各段階に応じて、自らの希望に沿った形で、バランスをとり ながら多様な生き方が選択・実現できること
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ 時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動のこと。略し て「セクハラ」とも言う
ドメスティック・バイオレンス	配偶者暴力、英語の頭文字をとって、「DV」と略される。 配偶者やパートナー、恋人などから振るわれる身体的、精神的や性的強要などの 暴力のこと。
ノーマライゼーション	障害者と健常者とがお互いに特別に区分されることなく社会生活を共にすること
パワー・ハラスメント	職務上の地位や職種などのパワー(権力)を背景として、本来の業務の範囲を越 えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あ るいは雇用不安を与えること。略して「パワハラ」とも言う
PTSD	心的外傷後ストレス障害のこと
リプロダクティブ・ヘルス	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や安全な妊娠・出産、子どもが健 康に育つ環境など、生涯を通じての性と生殖に関する課題を含む健康と権利の理念
家族経営協定	家族農業に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な 農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などに ついて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの
インクルーシブ	包み込むような、包摂的な ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)という言葉から「あらゆる人が孤立したり、排除されないよう擁護し社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念 ※エクスクルージョン(排除)の対義語
ジェンダー	生物学的な性(SEX)に対して、心理的、社会的や文化的に作られる性を意味し、 男女の役割の在り方を表す性
SDG, s (エス・ディ・ジーズ)	持続可能な開発目標 国連で決められた国際指標で、貧困、不平等、気候変動、環境悪化、平和など私 たちが直面している世界的に取り組むべき課題に対し、より持続可能な未来を達成 するための 2030 年までに向けた具体的行動指針
LGBT(エル・ジー・ビー・ティ ー)	生物学的な身体の性別、社会的に役割を期待される性別や個人の性的な事柄を包括的に示す性別など人によって多様な性があり、L (レズビアン)・G (ゲイ)・B (バイセクシュアル)・T (トランスジェンダー) のそれぞれの頭文字をとった単語で性的少数者の総称

令和元年度(2019年度)男女共同参画社会に関する香川県民意識調査

家庭生活における平等意識

質問事項		思う	どちらかとい えば思う	どちらかとい えば思わない	思わない	わからない (無回答)
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	男	5.8%	36.4%	36.0%	20.4%	1.3%
	女	4.3%	34.5%	37.9%	21.3%	2.0%
女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子 どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	男	6.1%	34.3%	40.2%	18.1%	1.3%
	女	5.2%	32.3%	41.6%	19.3%	1.6%
ウェ 本田 人並は上座がよったったフ	男	3.8%	19.4%	43.0%	32.4%	1.5%
家事・育児・介護は女性がすべきである	女	1.4%	12.7%	38.8%	45.6%	1.6%
ナはぶロルの無大路切べもフトなにしたナぶとい	男	11.1%	20.8%	30.3%	36.3%	1.5%
夫婦が別々の姓を選択できるようにした方がよい	女	10.0%	25.7%	36.0%	26.7%	1.6%
男性は、家事・育児・介護にもっと取組む	男	34.7%	53.1%	9.5%	1.6%	1.2%
べきである	女	52.5%	40.6%	4.6%	0.7%	1.6%

社会生活での平等意識

質問事項		男性が優遇	どちらかと いえば 男性が優遇	平等	どちらかと いえば 女性が優遇	女性が優遇	わからない (無回答)
社会全体で、男性の方が優遇さ	男	8.2%	58. 2%	19.1%	3.9%	1.3%	9.3%
れていると思いますか	女	13.9%	59.6%	10.3%	2.3%	0.2%	13.6%

職場での平等意識

質問事項		男性が優遇	どちらかと いえば 男性が優遇	平等	どちらかと いえば 女性が優遇	女性が優遇	わからない (無回答)
職場などにおいて、男性の方が	男	13.0%	55. 1%	16.5%	6.4%	1.5%	7.6%
優遇されていると思いますか	女	17. 2%	53.0%	14. 2%	2.7%	0.4%	12.5%

男女間の暴力

- 1						
	質問事項		何度もあった	1.2度あった	まったくない	無回答
	DVと回げたとしがもフ	男	1.7%	5.0%	73. 7%	19.5%
	DVを受けたことがある	女	4.3%	12.4%	64.4%	18.9%

防災に関する意識

7.火に関する思碱						
質問事項		必要	どちらか といえば 必要	あまり必要 ない	必要ない	わからない (無回答)
防災計画策定にあたっての女性委員の参画	男	58.6%	28.6%	3.6%	0.1%	9.1%
例次計画界上にめたつ (の女性安員の参画	女	41.6%	40.4%	4.1%	0.4%	13.6%
防災研修や防災訓練への女性の積極的な参 加について	男	56.0%	34.5%	2.8%	0.1%	6.5%
	女	43.3%	41.9%	3.7%	0.5%	10.6%
女性消防職員や女性消防団員の育成、役員	男	39.1%	36.2%	12.4%	2.0%	10.3%
への女性登用について	女	29.3%	43.0%	11.3%	1.2%	15.2%
自主防災組織への女性の積極的な参画につ	男	51.2%	37.8%	3.6%	0.3%	7.1%
いて	女	38.2%	43.2%	5.2%	0.6%	12.8%
避難所運営の際の女性リーダーの配置につ	男	49.1%	35.3%	6.6%	1.6%	7.5%
いて	女	38.8%	41.7%	6.7%	0.2%	12.5%

香川県男女共同参画社会意識調査から

令和2年度 琴平町男女共同参画社会に関する意識調査結果について

基本事項

調査区域 琴平町全域及び町職員(会計年度任用職員を含む。以下同じ)

調査対象 町内在住満 20 歳以上の男女 200 人 及び 町職員 152 名

抽出方法 男女比率 50%、無作為抽出

調査時期 令和2年(2020年)11月1日現在

回 収率 対象別 町内在住者 49.5% 町職員 96.0%

男女別 女性 49.63% 男性 39.70%

家庭生活での平等意識

			どちらかと	どちらかと		
質問事項		思う	いえば	いえば	思わない	わからない
			思う	思わない		
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	男	5. 56%	10.19%	15. 74%	66. 67%	0.93%
人はハトく側で、女は外庭でする、でくのる	女	2. 19%	12.41%	24.09%	56. 20%	4. 38%
女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子	男	3. 70%	18.52%	21.30%	51.85%	3.70%
どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	女	3.65%	30.66%	20.44%	37. 23%	7. 30%
家事・育児・介護は女性がすべきである	男	1.85%	15.74%	17. 59%	60. 19%	3. 70%
家事・自允・月 護は女性が y・ことのる	女	0%	18.98%	24. 09%	50. 36%	5. 11%
土根が叩ゅの無な遅れでもストスにした七がトレ	男	10. 19%	20.37%	18. 52%	38. 89%	11.11%
夫婦が別々の姓を選択できるようにした方がよい		15. 33%	29. 20%	21.90%	22. 63%	10. 22%
男性は、家事・育児・介護にもっと取組む	男	31. 48%	52. 78%	4. 63%	3. 70%	6. 48%
べきである	女	48. 18%	42.34%	4.38%	1. 46%	2. 92%

社会生活での平等意識

			どちらかと	どちらかと		
質問事項		ある	いえば	いえば	ない	わからない
		ある	ない			
社会生活全般において男女が平等である		18. 52%	26.85%	31.48%	15.74%	5. 56%
		2.92%	18.98%	48.91%	24.09%	4. 38%
男性は男性らしく、女性は女性らしくと言	男	11. 11%	41.67%	16.67%	25. 93%	3.70%
う価値観や考えたがありますか	女	4. 38%	37.96%	29. 20%	24.82%	2.92%
女性は男性に従うべきであると言う考え方	男	1.85%	12.04%	24.07%	58. 33%	2.78%
がありますか	女	0%	6. 57%	21. 17%	67.88%	3.65%
山山か江系した」には田山はよいロフェッキーのキフ		4. 63%	19. 44%	21. 30%	46. 30%	6. 48%
地域活動などは男性が出るべきである	女	4. 38%	21.90%	23. 36%	37. 23%	11.68%

職場での平等意識

質問事項	思う	どちらかと いえば 思う	どちらかと いえば 思わない	思わない	わからない	
職場などにおいて、男性の方が優遇されて	男	14.81%	28.70%	11. 11%	37.96%	5. 56%
いると思いますか	女	27.74%	33. 58%	11.68%	13. 14%	13. 14%
お茶汲みやコピーなどは、女性がする仕事	男	0%	8. 33%	12.96%	75.00%	2.78%
と思いますか。	女	0%	13.87%	24.82%	57.66%	2.92%
男性の育児休暇は必要だと思いますか	男	35. 19%	39.81%	12.04%	8.33%	3.70%
労性の自允体順は必要だる心いますが	女	42.34%	35. 04%	8.03%	4. 38%	8.76%
	男	38.89%	50.93%	0.93%	1.85%	6. 48%
管理職になるのは男性が多いと思いますか		45. 26%	47. 45%	0%	0%	6.57%
セクハラやパワハラをされた、又は見聞き	男	37. 96%	19. 44%	8. 33%	25. 93%	8. 33%
したことがある	女	24. 09%	24.82%	13. 14%	32.85%	4. 38%

男女間の暴力

所用事巧		ある	ない	わからない
質問事項		(知っている)	(知らない)	(相談したことがある)
DVを受けたことがある		4. 63%	90.74%	4. 63%
		11. 68%	82.48%	5. 11%
異性からのストーカー行為を受けたことが	男	6. 48%	89.81%	3.70%
ある	女	8. 76%	85. 40%	5. 11%
性暴力被害者支援センターやDVナビなど	男	75. 00%	25.00%	0%
の相談窓口があることを知っていますか	女	84.67%	14.60%	0%

防災に関する平等意識

質問事項	必要	どちらかと いえば 必要	あまり必要ない	必要 ない	わからない	
けべき 三焼ウェナナー マの上地チリのカニ		61.11%	26.85%	2.78%	0.93%	8.33%
防災計画策定にあたっての女性委員の参画	女	45.99%	40. 15%	2.92%	0.73%	10. 22%
防災研修や防災訓練への女性の積極的な参	男	61.11%	30.56%	0.93%	0.93%	6. 48%
加について	女	44. 53%	43.07%	3.65%	0.73%	8.03%
女性消防職員や女性消防団員の育成、役員	男	41.67%	34. 26%	9. 26%	2. 78%	12.04%
への女性登用について	女	29. 93%	40.88%	15. 33%	2.92%	10.95%
自主防災組織への女性の積極的な参画につ	男	50.00%	38.89%	1.85%	1.85%	7. 41%
いて	女	38.69%	43.80%	5. 11%	0.73%	10.95%
避難所運営の際の女性リーダーの配置につ	男	51. 40%	34. 58%	3. 74%	0. 93%	8. 41%
いて	女	45. 26%	40. 15%	5.11%	0.73%	8.76%

広報ことひらの認知度

質問事項	ある	ない	わからない	
広報ことひらの男女共同参画に関する記	男	55. 56%	26.85%	16.67%
事を読んだ又は見たことがある	女	49.64%	25. 55%	24. 09%

男女共同参画に関する法令等の認知度

質問事項	良く 知っている	知っている	聞いたこと がある	知らない	
用人共同会面外人其大社	男	10. 19%	43. 52%	36. 11%	10. 19%
男女共同参画社会基本法	女	2. 19%	32.85%	44. 53%	18. 98%
女性の職業生活における活躍の推進に関す	男	5. 56%	31. 48%	38.89%	23. 15%
る法律	女	1.46%	21. 17%	45. 26%	30.66%
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護	男	10. 19%	37. 96%	37. 96%	13.89%
等に関する法律	女	3. 65%	29. 93%	47. 45%	17. 52%
琴平町男女共同参画推進条例	男	7. 41%	30. 56%	32. 41%	29. 63%
今十 <u>四</u> 为	女	1. 46%	14.60%	43.07%	39. 42%
パープルリボン運動	男	4. 63%	21. 30%	25. 93%	48. 15%
	女	2. 19%	17. 52%	29. 93%	48.91%

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて 確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、 並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は 性による差別その他いかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明して いることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有に ついて男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した 男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進 するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかわらず女子に対する差別が依然とし て広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するもの であり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参画する上で障害となるものであり、 社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発す ることを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練 及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩 序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人権主義、人種差別、植 民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であ ることを強調し、国際の平和及び完全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わ ない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小 を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領 の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩 及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想 とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、 家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家 庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養 育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女 子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する 宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措 置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、 かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の 平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関

を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の 共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものと する。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び助詞の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、 特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を 遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利第8条締約国は、国際的に自 国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく 確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人 との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制する こととならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。 第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一条件。 このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練 において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂することがびに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り 早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及 び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない 母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な 社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与える こと。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に 応じて、修正し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受ける ことを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、 特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、居住、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の 機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与え るものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする 情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び 責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(性及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録 を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第17条

第5部

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名

を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に 選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委 員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充 するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。 第18条
 - 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
 - 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすも のではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することに よって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入 書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回 をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締結国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回する ことができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条~第20条)
- 第3章 男女共同参画審議会(第21条~第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会の あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一 方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、

行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

- 第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)
- 第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、男女共同参画社会の形成委の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及 び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成委の状況及び政府が講じた男女共同参画社会いの形成の促進に 関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文章を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 施府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように 努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす と認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の 形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければなら ない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他 男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものと する。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画審議会(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣および関係各大臣に対し、 意見を述べること。
 - (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であって はならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項だい2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。 附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 1~10まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法で定める。 附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

(以下 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

改正 平成29年3月31日法律第14号

改正 令和元年6月5日法律第24号

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条~第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条~第29条)
- 第5章 雑則 (第30条~第33条)
- 第6章 罰則(第34条~第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行わなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条 第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、 及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会 の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ 一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 2 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合 的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条 第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事 業主行動計画策定指針」という。) を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 1 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 計画期間
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案した、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主 行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変 更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4 項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それ ぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(認定一般事業主の表示等)
- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品 又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項におい て「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
 - 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の 規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。
 - 1 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
 - 2 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 3 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 4 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 5 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設置された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り 消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募 集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出 なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、 雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導する ことにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、 政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画のおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 計画期間
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を 講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 1 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 2 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 1 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 2 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営も うとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣 府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の 法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留 意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努 めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における 活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 1 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 2 学識経験者

- 3 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情の応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り 得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認 定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、 指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生 労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
- 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 1 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 2 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - 1 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 2 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - 3 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 1 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

- 2 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 4 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。) は、第1項の規定にかかわらす、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の執行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定 する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

- 第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
 - 2 · 3 略
 - 4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに 附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に 限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則 第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10 項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則 第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」 を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第 33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及

び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 1 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定 並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
 - 2 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)
- 第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検 討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

改正 平成19年7月11日法律第113号 改正 平成25年7月3日法律第72号 改正 平成26年4月23日法律第28号

改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条~第5条)

第3章 被害者の保護(第6条~第9条の2)

第4章 保護命令 (第10条~第22条)

第5章 雑則 (第23条~第28条)

第5章の2 補則 (第28条の2)

第6章 罰則 (第29条·第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が 行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊重を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚 したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基 本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の 援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活をすることを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う こと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(肺愚者又は配偶者であって者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を 受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、 第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要 な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは都道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配

偶者からの暴力の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、 生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関 その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、 適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

- 第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
 - (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該 住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるい ずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置く こと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その 他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳 未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。 (管轄裁判所)
- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載 した書面でしなければならない。
 - (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体

に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時におけ る事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しく は保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、 同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第 58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執ら れた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は 当該所属官署の長は、これを速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から 相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して 更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、ロ頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総 監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するも

のとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があった ときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止 を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に在する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項 までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を 命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知を した配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す 場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。 (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続きについて、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、 保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の 送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の進用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続きに関しては、その性質に反しない限り、民事 訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続きに関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために 必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の 方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及 び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手
		からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規
		定する関係にある相手で会った者
第10条第1項から第4項まで、第11	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
条第2項第2号、第12条第1項から		
第4号まで及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り	第28条の2に規定する関係を解消した場合
	消された場合	

第6章 罰則

- 第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて 準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処 する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談 支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第 28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若 しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第 14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相 談所」とする。 (検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条 の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日 附則(令和元年6月26日法律第46号) 抄
- 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、肺愚者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

琴平町男女共同参画推進条例

平成24年3月26日 (琴平町条例第5号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第8条・第9条)
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第10条-第14条)
- 第4章 男女共同参画審議会(第15条・第16条)
- 第5章 雑則(第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが 重要であることをかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに町民団体の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総 合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、共に活動に参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
 - (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 町民 町内において、住み、働き、学び、又は活動する個人をいう。
 - (4) 事業者 町内に事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
 - (5) 町民団体 主たる構成員が町民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な言動を行うことにより、当該相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応を理由に当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
 - (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間に おける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
 - (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響をおよぼさないよう配慮されていること。
 - (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者若しくは町民団体における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 男女が相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等の

あらゆる活動とを両立できるようにすること。

(5) 男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯 にわたり心身の健康が維持されること。

(町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を策定し、実施するものとする。
- 2 町は、推進施策を実施するに当たり、町民、事業者及び町民団体並びに国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力 して取り組むものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に男 女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消 するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる就業環境を整備するよう努めなければな らない。
- 2 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(町民団体の青落)

- 第7条 町民団体は、その活動において、セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備を行うように努めなければならない。
- 2 町民団体は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) セクシュアル・ハラスメント
 - (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければならない。
 - (1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現
 - (2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現
 - (3) 過度の性的な表現
- 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第10条 町長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 町長は、基本計画を策定するにあたっては、町民等の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。
- 3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の実施状況等の公表)

第11条 町長は、基本計画の実施状況等について公表するものとする。

(調査研究)

第12条 町は、推進施策の策定及び実施に関し、調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

- 第14条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策に関し、町民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応にあたり、琴平町男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

- 第15条 町長の附属機関として、琴平町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関し、必要と認められる事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、町長が定める。

(組織)

- 第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の 4未満であってはならない。
- 2 委員は、知識経験を有するその他町長が適当と認められる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

琴平町男女共同参画審議会委員

(順不同)

番号	J	乇		名	職名	備考
1	山	下	康	<u>=</u>	人権確立琴平町民会議会長	
2	杉	田	善	典	部落解放同盟豊明支部長	
3	吉	田	広	美	ディサービスセンター館長	副会長
4	堀	家	正	信	人権擁護委員	
5	旭		由	枝	人権擁護委員	
6	金	弱		首	人権擁護委員	
7	田	中	武	彦	人権擁護委員	
8	為	広	幸	子	琴平町内婦人会代表 琴平婦人会会長	
9	卓		誠	子	琴平小学校長(学校人権・同和教育部会長)	
10	氏	家	孝	志	琴平町商工会会長	会長
11	藤	井	孝	—	琴平町民生児童委員協議会会長	
12	吉	田	寛	子	かがわ男女共同参画推進委員	
13	寺	岡	伊	代	かがわ男女共同参画推進委員	
14	篠	原	好	宏	琴平町教育長	